

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 衛藤 明和

1 日 時

平成27年10月1日（木） 午後1時32分から
午後4時02分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

衛藤明和、土居昌弘、大友栄二、麻生栄作、二ノ宮健治、原田孝司、久原和弘

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

木田昇、羽野武男

6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 奥野省吾 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第93号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 第87号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県長期総合計画の実施状況について、公社等外郭団体の経営状況等の報告について及び大分県長期教育計画（素案）についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 大久保博子
政策調査課調査広報班 副主幹 三重野大

文教警察委員会次第

日時：平成27年10月1日（木）13：30～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係

13：30～14：30

(1) 合い議案件の審査

第 87号議案 大分県長期総合計画の策定について

(2) 付託案件の審査

第 93号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公社等外郭団体の経営状況等の報告について

(4) その他

3 教育委員会関係

14：30～16：30

(1) 合い議案件の審査

第 87号議案 大分県長期総合計画の策定について

(2) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

③大分県長期教育計画（素案）について

④大分県スポーツ推進計画改訂版（素案）について

⑤公社等外郭団体の経営状況等の報告について

⑥児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果（9月速報値）について

⑦三重総合高校久住校の学生寮について

⑧閉校した森高校の玖珠町への譲渡について

(3) その他

4 協議事項

16：30～16：40

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

会議の概要及び結果

衛藤委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日は、委員外議員として羽野議員、木田議員が出席されています。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案 1 件及び合議 1 件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査に入ります。

中島交通部長 先日、報道でもありました大分中央署の警察官による飲酒運転の誤認逮捕事案につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、事案の概要ですけれども、9月21日未明、大分市内の市道上で普通乗用車がガードパイプに衝突する交通事故があり、当該車両はそのまま立ち去ったとの110番通報を目撃者から受理いたしました。通報を受けたパトカーが付近を検索中、車両前部が損壊した普通乗用車を発見し、停止を求めたところ、女性の方が運転しておりました。お酒のおいがしたので飲酒検知をしたところ、罰則の適用となる基準は、政令で呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上とされているのに、その基準値以下の0.08ミリグラムを0.8ミリグラムと勘違いいたしました。本署に無線報告、そして、本署の指揮を受けて現行犯逮捕したというものです。その後、事故の捜査担当者が一件書類を確認中に誤りに気づいたことから、直ちに釈放し、事情を説明の上、女性に謝罪を行いました。

この種事案の再発防止を期すため、直ちに現場における捜査の徹底、幹部による捜査指揮の徹底、チェック機能の強化等について指示を行うとともに、飲酒検知の方法等につきましても若手警察官を中心に再度教養を行っているところであります。公権力の行使に当たる警察にとって、この種事案は絶対に許されないことであり、今後二度とこのような不適正事案が発生しないよう万全を期してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

衛藤委員長 それでは、合議案件の審査を行います。

第87号議案大分県長期総合計画の策定についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

曽根警務部長 それでは議案書の11ページ、第87号議案大分県長期総合計画の策定についてご説明させていただきます。

この案件につきましては、各委員会の先頭部局から統一してご説明させていただいております。

これまで、第2回定例会におきまして計画の概要等について報告した後、9月3日の臨時常任委員会にて素案をお示しし、さらなるご審議をいただき、ご意見を頂戴したところでございます。貴重なご意見をいただきましたことに対しまして、改めてお礼を申し上げます。

加えまして、策定県民会議やパブリックコメントでいただいたご意見も踏まえまして修正し、今議会に成案として上程させていただいております。

なお、パブリックコメントにつきましては、お手元の資料のとおり98名の方から227のご意見をいただきました。その多くは、既に成案に盛り込まれている内容にかかわる

ご意見、あるいは事業を実行する上での個別具体的なご意見でした。今後、計画を推進する中で参考にさせていただきたいと思います。

警察本部所管の施策につきましては、前回の臨時常任委員会からの変更点はございませんが、計画の推進に当たりましては、委員の皆様や県民の皆様からの意見をしっかりと踏まえ、安全・安心を実感できる暮らしの確立に向け、積極的に推進してまいります。

以上で説明を終わります。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は教育委員会関係の審査の際に、一括して行います。

次に、第93号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

穴井警務課長 第93号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正についてご説明いたします。

文教警察委員会説明資料の資料1をごらんください。

条例の概要にございますとおり、今回改正する警察署の名称、位置及び管轄区域条例、別表中には、県下15警察署の管轄区域として警察署ごとに市町村名、大字名等を規定しております。

今回、大分市内の2カ所の区域が新しい町名に変更されることに伴い、条例を改正させていただきます。

変更地域についてご説明します。

文教警察委員会説明資料の資料2の上段にある、大分東警察署の管轄区域の改正についてと記載している部分をごらんください。

左側の変更前のおとり、京が丘南1丁目、2丁目につきましては既に区画されているところがございますが、右側の変更後のおとり、大分市大字下判田、大字松岡の各一部が、本年11月21日付で京が丘南3丁目へと変更されるものです。

続いて、同じ資料2の下段にある、大分南警察署の管轄区域の改正についてと記載している部分をごらんください。

左側の変更前のおとり、現在、大分市大字上宗方、大字小野鶴とされている各一部が、右側の変更後のおとり、平成28年1月9日付で松が丘1丁目から4丁目までへと変更されるものでございます。

これらの変更に伴いまして、新たな町名を条例別表にそれぞれ追加するものでございます。

改正条例の施行時期につきましては、それぞれの町名変更実施日に合わせ、大分東警察署の部分は本年11月21日、大分南警察署の部分は平成28年1月9日といたします。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

曽根警務部長 お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況についてをごらんください。

これは大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づきまして、毎年第3回の定例会の際に報告しているものですが、全般的な説明につきましても、各委員会の先頭部局から報告させていただいております。

大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」は、20政策、57施策から構成されており、各施策ごとに192の目標指標を設定しております。

第2回定例会では、現行の長期総合計画の進捗状況をご確認いただくために、最終年度目標に対する指標の達成状況を報告させていただきましたが、今定例会では、各部局が所管します57施策ごとの実施状況の評価を報告いたします。

まず、1ページをお開きください。総合評価の結果を記載しております。

取り組みの進捗状況について、A、B、C、Dの4段階での評価としておりますが、全57施策のうち、取り組みの進捗が「順調に進んでいる」A評価及び「概ね順調に進んでいる」B評価は55施策、全体の96.5%となっております。また、「やや遅れている」C評価は2施策となっております。

ちなみに警察本部所管の施策につきましても、すべてA評価となっております。

次に、2ページをお開きください。

指標の達成状況についてですが、1番上の表にありますように、「達成」から「著しく不十分」までの4段階の区分としております。

192指標のうち、「達成」及び「概ね達成」は、表の上から3行目にありますように159指標、全体の82.8%となっております。また、「達成不十分」は20指標、「著しく不十分」は13指標となっております。

なお、参考資料としまして、165ページ以降に、政策・施策ごとの平成26年度の目標値に対する達成度及び平成27年度の目標値に対する達成度を一目で分かるようレーダーチャート方式で示しておりますので、後ほどごらんください。

それでは、警察本部が所管する施策の状況についてご説明いたします。3ページをお開きください。

警察本部に関する施策は、政策欄の3ページの中ほど下、安全・安心な暮らしの確立の上から1番目、犯罪に強い地域社会の形成と、2番目、安全で快適な交通社会の実現でございます。

では、資料の44ページをお開きください。

最初に犯罪に強い地域社会の形成についてです。

この施策の指標は刑法犯認知件数となっておりますが、平成26年の目標であります8千件以下に対しまして、実績は5,384件、前年比マイナス906件、マイナス14.4%でございまして、達成度は132.7%となっております。

刑法犯認知件数は11年連続で減少となり、現行統計における最少件数を更新いたしました。

この要因といたしましては、犯罪発生状況の的確な分析に基づく予防・検挙活動や、地域住民との協働による防犯活動を推進した結果であると考えております。

なお、本年も減少傾向を維持しており、最終年となります平成27年も目標が達成できる見込みでございます。

次に、46ページをお開きください。

安全で快適な交通社会の実現についてでございます。

この施策のうち警察本部所管の指標は、3つあるうちのi交通事故死者数とii交通事故負傷者数であります。

まず、負傷者数は目標の6,952人以下に対して、実績は6,670人、達成度104.1%となりました。死者数につきましては目標の48人以下に対して、実績は56人、前年比マイナス4人、マイナス6.7%でございますが、達成度が83.3%となり、達成不十分となっております。

死者数につきましては、前年から4名の減少となっておりますが、依然として高齢者が当事者となる事故の割合が高かったほか、ツーリングバイクによる事故が多発した結果、目標達成には至りませんでした。

安全で快適な交通社会の実現におきましては、交通事故死者数が達成不十分となりましたけれども、その他の指標である交通事故負傷者数や土木建築部所管の県管理道における法指定通学路の歩道整備率の2指標が目標を達成しているため、施策としての総合評価はA評価となっております。

なお、本年は、死者数、負傷者数ともに前年同期に比べ減少しておりますが、例年、年末に向けては事故が多発する傾向にありますので、今後も引き続き高齢者の交通事故防止対策に力を入れていくほか、交通事故分析に基づきました効果的な情報発信活動や交通事故防止対策を推進して、交通事故の抑止を図ってまいります。

以上でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

芦刈組織犯罪対策課長 警察本部が所管する公社等外郭団体の経営状況等をご報告申し上げます。

警察本部で所管する団体のうち、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき報告する団体は3団体です。

出資比率が25%以上等の指定団体は、公益財団法人暴力追放大分県民会議及び公益財団法人大分県交通安全協会の2団体であります。

出資比率が25%未満のその他の出資等団体は、公益財団法人大分県防犯協会の1団体であります。

お手元の文教警察委員会説明資料の資料3から資料5で、3団体の経営状況等をご説明申し上げます。

組織犯罪対策課が所管する公益財団法人暴力追放大分県民会議の経営状況については、文教警察委員会説明資料の資料3、県出資法人の経営状況報告概要書により、ご説明申し上げます。

資料3をお開きください。

経営状況の説明に入る前に、暴力追放大分県民会議の概要について簡単にご説明申し上げます。

当団体は、暴力のない明るく住みよい大分県の実現に寄与することを目的に、平成3年8月8日公益法人として設立され、平成4年5月22日に暴力団対策法に基づき、県公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受け、暴力団排除活動の中核として活動しています。

また、平成25年2月28日には、国家公安委員会から平成24年に改正された暴力団対策法に基づき、暴力団事務所周辺の住民の委託を受け、暴力団事務所の使用差しとめの代理訴訟等ができる適格都道府県センターとしての認定を受けております。

当団体の経営状況について、お手元の資料、出資法人の経営状況報告概要書でご説明いたします。

当団体の存立基盤についてご説明します。項目2をごらんください。

当団体の主たる財源は、基本財産の運用収入及び賛助金等からなっております。

基本財産の6億950万円は、県から4億6,500万円、市町村や企業等から1億4,450万円の出資を受けました。

次に、事業内容についてご説明します。項目3をごらんください。

当団体は、暴力根絶のための啓発及び広報活動や暴力団員による不当な行為に関する相談業務などを行っております。

次に、平成26年度決算状況についてご説明します。項目4をごらんください。

財務状況につきまして、当期正味財産増減額は約50万6千円と増加しており、正味財産期末残高は約6億2,317万5千円となっております。

資産関係につきましては、資産総額約6億2,851万5千円であり、負債総額約534万円で、正味財産約6億2,317万5千円となります。

負債につきましては、借入金等ではなく職員の退職金の積み立てであり、経営状況は安定しております。

次に、問題点・懸案事項及びその対策についてご説明します。項目5、6をごらんください。

懸案事項ではありますが、経営状況はここ数年安定しているものの、公益事業をより効果的に推進するためには、賛助金収入の増加が必要であります。

しかしながら、賛助金の獲得は困難化の傾向にあります。

大分県警察といたしましては、当団体に対して、企業訪問や責任者講習などのあらゆる機会を通じて、広く県民の皆様はその活動を理解していただき、新規賛助会員の開拓に努めていくよう指導監督してまいります。

最近では、国内最大の指定暴力団である6代目山口組の傘下組織が一部離脱するなどしており、過去の状況から鑑みると、大規模な抗争事件などに発展するおそれもあることから、大分県内においても、関係する傘下団体が存在するなど予断を許さない状況にありま

す。

大分県警察におきましては、暴力追放大分県民会議と連携を図り、情勢に応じた必要な措置を的確に講じることが大切であると考えております。

日本一安全な大分県実現には、暴力団排除活動は非常に重要な活動であります。どうか同団体の活動に対しまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

高山生活安全企画課長 続きまして、生活安全企画課が所管する、公益財団法人大分県防犯協会の経営状況等についてご報告します。

文教警察委員会説明資料の資料4をお開き願います。

大分県防犯協会は、県知事の認定を受け、平成23年4月1日に公益財団法人へ移行しました。同団体への県の出資額は200万円で、県出資比率は7%です。

まず、人的支援の状況ですが、大分県防犯協会への県職員の業務援助はございません。

次に、財務状況ですが、当期正味財産額は223万6千円減少し、正味財産期末残高は3,524万9千円となっております。

減少の主な要因は、平成26年10月から自転車防犯登録事業の会計処理方法を変更したことによるものでございます。

具体的には、これまで登録番号標を自転車店に販売した時点で売り上げとして収益計上していたものを、実際に登録番号標を貼付し、防犯登録されたものを登録手数料として収益計上することに変更しました。このため、収益の計上時期がこれまでより遅くなったことなどから、平成26年度の収益が減少したものです。

最後に、懸案事項についてであります。

ここ数年経営状況は安定していますが、賛助会費収入が近年減少傾向にあります。

防犯思想の普及等の公益事業を効果的に推進するためには、賛助会員の拡大など県民の一層の理解と協力が不可欠であります。

そのための対策として、同団体ではホームページや広報誌等を活用して団体の活動状況を広く県民に広報して理解を求めるとともに、各種行事を通じての呼びかけ、各種団体への協力依頼等を行っているところです。

また、当団体役員が企業等を訪問して協力依頼することも計画しております。

警察本部としましても、自主防犯活動の中核である同団体に対して、引き続き安定した運営と効果的な事業活動について必要な助言を行っていくこととしております。

以上でございます。

横山交通企画課長 交通企画課が所管する公益財団法人大分県交通安全協会の経営状況等についてご報告いたします。

交通安全協会については、文教警察委員会説明資料の資料5となります。

資料5の項目の2をごらんください。

当団体への県からの出資はありませんが、県の事務と密接な関係を有する事業を多く行っている団体ということで、指定団体になっております。

以降の項目につきましては、公社等外郭団体経営状況等調書の交通安全協会関係部分の抜粋をお手元に準備させていただきましたので、お手元の資料をごらんください。

黄色のマーカーをしている部分を、上から順番にご説明させていただきます。

まず、人的支援の状況ですが、県職員の業務援助はありません。

次に、活動指標の状況です。街頭活動従事人数については、四季の交通安全運動期間中や通勤時間帯等における街頭活動に努めた結果、達成しております。自動車学校入校生数については、少子化の影響等により目標を達成することができませんでした。

次に、財務状況です。当期一般正味財産増減額は2,558万8千円の黒字となり、正味財産期末残高は13億1,051万1千円となっております。

この背景として、平成24年度から支部経費執行権等本部と支部の一体化により業務の効率化を行い、収益・コストの改善を図るとともに、平成26年度からは財政再建計画を策定し、同計画に基づいた財政基盤の健全化に着実に取り組んだ結果であります。

最後に財務指標の状況ですが、更新者会員加入率については、協会業務に対する県民の理解を得るための取り組み等を行った結果、目標値から3.4ポイント増の39.2%で達成しております。

当団体は、県下の交通安全活動の中核的な役割を担っており、交通死亡事故の抑止に大きく貢献している重要な団体であると認識しておりますので、県警察としましては、現在推進中の再建計画について、関係部署と連携しながら随時進捗状況を確認し、財務内容がより改善するよう必要な助言を行っていくこととしております。

以上で、警察本部が所管する外郭団体の経営状況等の報告を終わります。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

土居副委員長 交通安全協会ですが、活動指標のところ、26年度、少子化のために実数が減ったという報告を今いただきました。27年度、そういう傾向にあるにもかかわらず、思い切った目標値が設定されています。

財務指標ですが、一番下の26年度の実績値39.2%ということで、今度は逆に27年度の目標値を低く設定しています。この辺何か理由がおわかりでしたら教えてください。

中島交通部長 まず、自動車学校の入校者数、これが1,120人に対して92.9%しかなかったのに、今回、より大きな人数を設定している。この理由につきましては、高校生の卒業人数とか、そういうものをある程度勘案して考えております。

それから、もう1つの更新者会員加入率の問題ですけれども、実績値は39.2%、かなり上がっていますけれども、実際にこれを維持するのにそのままその数を目標にできるかということ、やっぱり過去の加入率の増減を見ますと難しいところもありますので、過去の状況を見ながら目標値を設定しているという状況になります。

麻生委員 公益財団法人大分県防犯協会の事業内容の4番に防犯対策の調査及び研究という表現があるんですけれども、最近、非常に治安情勢も多様化して、課題も思ってもみなかったことがいろんな形で出てきていますよね。これ民間の団体で出資比率が7%ということでもありますけれども、特にそういう意味での最近の動向の変化の激しさとか、詐欺事案にしても、もう非常に新手新手でどんどんどんどん変化してくると。例えば、放置自動車についても公園の駐車場とか公共の駐車場からは出したんだけど、今度は民間の駐車場で放置がなされているとか、あるいは船もそうなんだけれども、そういうようなことが結構あるんですよね。そういうものに対して防犯対策の調査及び研究という観点からの事業内容結果の報告書みたいなものとか、何かそういった動きというのはあるんでしょう

か。

高山生活安全企画課長 今、ご質問いただきました事業内容の4の防犯対策の調査研究、具体的に各論のところでは調査の結果の取りまとめをいただいた分は昨年度はございません。ただ、具体的に、例えば、住民のアンケートだとか、地域における防犯でどういうところを強化すべきだろうとか、あるいは、防犯対策についてのいろいろな県民のご意見の取りまとめだとか、これを地区防等と連携をして取り組む活動を行ったということで、予算をかけて大きな調査をやるといふ分までの活動といふのはまだできていないといふような……。

麻生委員 防犯協会ですから、啓発活動とか、そういったことが主力になるんでしょうけれども、ただ、最近の動向を見ても、この4の調査及び研究とどういった問題認識を持っていて、まだまだ治安対策といふのは打てていないといふ部分について、警察としてどんな手を打たないといけないのかといふ部分も調査研究といふのはあるものですから、そういった部分も連携を図ってやっていく必要があるんじゃないかと思えますね。これは要望しておきたいと思えます。

原田委員 交通安全協会のことについてです。大体3分の1ぐらいしか入っていないんだなという思いの中で、その入る啓発じゃないですけど、PR含めて、ただ、そこでいうと、センターに行くといふ窓口があって、流れで行くような形しかなくて、やっぱりこの協会の目的とかはきちっと伝わっていないんじゃないかなという思いを持っています。PR含めて、もうちょっと改善する余地あるんじゃないかなという思いはあるんですけど、いかがでしょうか。

中島交通部長 おっしゃるとおりですね。PRといふのは非常に大切だと思っておりますので、去年取り組んだのは、1つは更新事務に当たる職員、その方のまず教養をやって、いかに知らせていくか。それから、免許センターには安全協会の活動の内容をいつも映像を出していますし、チラシ等でも配っております。それからもう1つは、ホームページの中で安全協会がどういうことをやっているのかといふことをお知らせして、皆様にご理解いただくといふことで、かなり取り組みを強化している、それが去年のパーセントになったのかなというふうに思っています。

原田委員 引き続き頑張ってください。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

土居副委員長 別府の殺人事件の件です。元夫はDVで、元妻が相談されていたといふことを新聞では知っているんですが、その辺の内容について若干説明していただければ。

汐見生活安全部長 実は25年の暮れから、結婚する前の男女間トラブルといふことで、別府署のほうで対応が始まりました。結婚後の26年以降もいろいろな夫婦間暴力といふことで別府警察署と大分中央署のほうで対応をしておりました。

今、住居侵入で逮捕されています男性については、去年の暮れからことしの5月までの間に、別府署と大分中央署のほうで住居侵入や窃盗、そして、DV法の関係で保護命令違反など計5回ほど逮捕されています。

今回、その娘さんのお母さんのほうが、犠牲になったといふことでございます。5度ほど検挙したんですが、告訴の取り下げだとかいろいろありまして、実際に懲役刑にいかずに、罰金刑が2回、あとは起訴猶予とそういう状況でございます。

以上でございます。

麻生委員 ということは、警察はちゃんと逮捕しているわけやね。検察のほうで立件していないとか、懲役刑等々のそこまで持っていけないというのはどういうことですか。

汐見生活安全部長 これ中身がいろいろあるんですけど、基本的にいうと、被害者の方が告訴をして、警察が事件として逮捕するんです。やっぱり結婚しているもんですから、告訴を取り下げるという形で、処罰条件的に検察庁のほうも処分ができないというようなことが繰り返されています。

麻生委員 ということは、これは検察のほうともよっぽどね、こんな事案が発生した以上は、当然告訴を取り下げる云々かんぬんじゃなしに、ちゃんと更生するまで、あるいは心理療法士とかいろいろ対処した上でやるようなことにしないといけないでしょうね。そういった取り組みとか、連携とか、問題認識というのは、本部長、何か動きはあるんですか。

奥野警察本部長 ストーカーについては、ストーカーを行う者というのは、何回警察が注意しても逮捕してもやめられなくて、殺害に至るというケースがあって、被害者を守るだけじゃなくて、加害者に対してもしっかり医療的な措置をしないといけないというふうに思います。それについては、そういう医療体制が整っていないので、なかなか前に進まないところはあるんですけども、警察庁を中心に今そういう方向に進んでいっております。DVはちょっとまた異質だと思いますけれども、これも同じようなところがあると思いますので、またその辺についてはよく状況を見ながら、対応できることがあれば対応していきたいと考えておりますけど。

麻生委員 そういったのこそ先ほどの防犯協会の調査研究じゃないけれども、まさしくそういった流れの中で、民間の皆さんの力もかりながら、さらに改善していかないと、今の法律の中では、皆さん方はそこまでしかできないという状況にあるわけでしょうからね。そういう意味で、次のステップに行けるような入り口を、やっぱりちゃんと扉を開いていく必要があるかと思えます。それもお願いしておきたいと思えます。

それから、さっき冒頭に説明のありました飲酒検査の件というのは、要は本人は飲んじよったんやろう。

中島交通部長 ええ、基準がありますので……

麻生委員 基準は別にして、飲酒運転していた事実はあったということなんですね。新聞報道だけ見ると、まるで飲んでいなかったようなね。飲んだらいかんというのは、これはやっぱり飲んだらのれん条例というのは県議会でも制定しているんだから、それを破ったのは事実ですよ。そこだけちょっと確認しておきたいと思うんですけど。

中島交通部長 検知した以上はある程度の酒気帯びはあったという状況ですね。（「はい、わかりました」と言う者あり）

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもちまして警察本部関係を終わります。

執行部の皆さん、大変ご苦労さまでした。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

衛藤委員長 これより教育委員会関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として、羽野議員、木田議員が出席されています。

初めに、合い議案件の審査を行います。

第87号議案大分県長期総合計画の策定についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

工藤教育長 まず委員の皆様方には、いろいろと教育行政の振興にご尽力いただいていることにお礼申し上げます。

きょうは、合い議案件1件と諸般の報告8件について説明、報告いたします。

能見教育改革・企画課長 まず、合い議案件の大分県長期総合計画（素案）の教育委員会関係部分につきまして、前回委員会からの主な変更点を中心にご説明いたします。

別冊の資料、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（案）の129、130ページをお開きください。

発展部分の（1）子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進でございます。

まず、主な取り組みの②豊かな心の育成の4ポツ目でございます。

策定県民会議におきまして、大分の豊かな自然を生かした教育を進めてほしいとの意見を反映し、もともとございました体験活動の推進に、豊かな自然や社会に触れると追記しております。

次に、⑤の高校生の進学力・就職力の向上の4ポツ目でございます。

第2回の本委員会にていただいております、出口を意識した産業教育、職業教育の視点に係るご意見を踏まえまして、専門学科の充実に関する記述を追記しております。

また、⑦時代の変化を見据えた教育の展開ですけれども、昨今の社会情勢、教育情勢の変化や次期教育長計策定に向けた議論等も踏まえまして、新たな教育課題に積極的に対応していく観点から、ICTを活用した教育の推進や主権者教育の充実した取り組みを追加しております。

次に、135、136ページをお開きください。

（4）信頼される学校づくりの推進でございます。

これからの基本方向の2ポツ目、学校・家庭・地域の協働を進めるためにも、学校の情報を地域と共有してほしいというパブリックコメントに寄せられた意見を踏まえまして、学校教育の透明性を確保しつつという表現を追記しております。

これは、本県の総合教育会議における議論を受けまして、教育大綱でも用いている表現でございます。

また、主な取り組み④魅力ある高等学校づくりの推進の1ポツ目、出口を意識した高等学校教育の質の確保・向上を図る観点から、進学・就職を見据えたという表現に修正をいたしております。

なお、前回の委員会でご意見をいただきました、地域に根ざした特色ある高等学校づくりの視点につきましては、ここの記述をもとにしまして、次期教育長計で深掘りをしたいと考えております。現時点については、後ほど説明をさせていただきます。

最後に、147、148ページをお開きください。

前回委員会における先哲史料館のご意見を踏まえまして、主な取り組みの①文化財・伝統文化の保存の2ポツ目に埋蔵文化財センターの移転整備に関する記述を追加し、③文化財・伝統文化の継承の2ポツ目、先哲史料館、埋蔵文化財センターにつきましても明記させていただきました。

このほか、次期教育長計の策定作業を進める過程で平仄を合わせる観点から、字句レベルの修正を行っております。

以上でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これより先ほど審査いたしました警察本部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

工藤教育長 大分県長期総合計画の実施状況の教育委員会関係部分について、ご説明いたします。

お手元に配付しております資料の大分県長期総合計画の実施状況についてをごらんください。

目標達成度の評価方法等については、既に警察本部から説明していますので省略させていただきます。

まず、5ページをお開きください。

表の左から2列目、政策欄の1教育の再生、未来を拓く人づくりと青少年の健全育成のうち、(1)から(3)、(5)と2芸術・文化の興隆とスポーツの振興のうち、(2)及び(3)、合わせて6つが教育委員会所管の指標となります。

どの施策も目標の達成に向けて取り組みを進めているところでございますが、主なものをご説明いたします。

118ページをお開き願います。

ページ中ほどのII目標指標の1番左、指標欄をごらんください。

まず、学力向上の指標については、指標iの基礎・基本の定着状況調査における学力が全国平均以上の児童生徒の割合です。表の中ほど、26年度の欄にありますとおり、小学5年生では92.4%、中学2年生では86.8%の達成状況となっております。

特に、中学校では授業改善の取り組みは依然として教科担任個人に任される傾向にあり、今後は教科部会や学校全体の組織的な取り組みを強化し、低学力層の底上げのための補充指導や家庭学習指導を充実させる必要があるとも考えております。

次に、体力向上については、同じページの指標v体力・運動能力調査で県平均が全国平

均以上の種目の割合ですが、108.4%の達成度となっています。

これは、特に小学校で体力向上を目指した取り組みを学校全体で組織的・計画的に行う、一校一実践の充実が図られた結果、全国平均以上となった項目数が増加したことによるものでございます。

次に、122ページをお開きください。

目標指標のii不登校児童生徒の学校復帰率は、小学校では90.5%、中学校では81.5%の達成度となっております。

不登校については、さまざまな要因が複雑に絡み合っかなか学校復帰につながっていかない状況が見られます。今後とも、各種連絡会議、地域不登校防止推進教員、スクールカウンセラー等を効果的に活用しながら、不登校を生まない学校づくりによる出現率の低減を目標として取り組んでまいります。

次に、140ページをお開きください。

II目標指標のi総合型地域スポーツクラブの創設数ですが、64.6%の達成度となっております。

県内全市町村に総合型地域スポーツクラブを育成するという国の指標を、既に達成済みであることが未達成の主な要因であると考えられますが、引き続き新規クラブ創設の働きかけを行うとともに、既存クラブの活動エリア拡大を図り、県民が身近にスポーツに親しむ場づくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

能見教育改革・企画課長 続きまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてご説明いたします。

別冊の報告書の2ページをお開き願います。

1点検・評価の枠組の中の(1)趣旨にありますように、地教行法の規定により、教育委員会は、毎年、事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとなっております。

(2)の点検・評価の実施方法等の①にありますように教育委員会で定めた実施方針にのっとり実施をしております。今回の報告書は昨年度の状況につきまして、③にありますように、現行教育長計の項目・指標を基本として点検評価を行った結果をまとめたものとなります。

次に、点検・評価の全体像についてご説明いたします。

まず、4ページをお開きください。

目標指標の達成状況をまとめております。県長計と同じ評価基準で、全体で81の指標がございますが、「達成」が28、「概ね達成」が27、「不十分」が11、「著しく不十分」が15となっております。平成25年度には順番に24、25、15、17ですので達成評価の指標数が増加し、不十分という評価の指標数が減少しており、全体として施策の進捗がみられると評価できるものと考えております。

重点につきましても、重点指標の総数が28になりますが、「達成」が12、「概ね達成」が9、「不十分」が3、「著しく不十分」が4になっておりますが、平成25年が順に12、10、6、6でしたので全体と同様に施策の進捗がみられるとと考えております。

次に、5ページ、6ページが指標全体の達成状況の一覧、7ページが重点指標の達成状

況の一覧となっております。7ページのうち、達成状況が芳しくない項目、達成評価にバツ印が入っている項目、中学校の学力、国際交流活動、読書活動、競技スポーツですけれども、この項目を中心に8ページ以降の主な課題と対応方針をまとめております。

まず、(1)「芯の通った学校組織」の活用推進です。これは、直接指標とリンクしておりませんが、県教委の1丁目1番地の施策ということで、昨年策定いたしました活用推進プランに基づく取り組みを進める旨、記述をしております。

(2)学力の向上につきましては、先ほどの県長計の実施状況にありましたように、中学校の学力に係る課題をまとめて記述した上で、1つ目の矢印では組織的な授業改善を進めるといふこと。2つ目の矢印では、新大分スタンダードに基づく授業の徹底を図ることなどの方針を示しております。

(4)グローバル人材の育成では、課題の2つ目の丸ですけれども、交通の利便性や教育課程編成上の事情から国際交流活動に十分に取り組めていないことを踏まえまして矢印の2つ目にありますとおり、イングリッシュキャンプの実施・留学フェア等の開催を通じて、多様な価値観を持った人々と協働する能力の向上を図る方針を示しております。

(5)豊かな心の育成でありますけれども、課題の1つ目の丸にございますように、高校入試の兼ね合いもありまして、特に中学校3年生で読書活動の時間の確保ができない状況がございます。対応方針の1つ目の矢印で、不読者をなくす必要とそれが学校全体の課題であることを周知徹底するなどの方針を示しております。

なお、現行の教育長計では、週2回以上の読書活動を実施する学校の割合を指標としております。次期教育長計では、個々の子供にフォーカスしまして、不読率を低減させる指標に改めたいと考えております。

最後に、県民スポーツの振興では、県長計の実施状況にもありました総合型地域スポーツクラブの課題に加えまして、少年種別の競技力向上について掲載しております。

矢印の2つ目にありますとおり、ジュニア選手の発掘、小・中・高を通じた一貫指導などの取り組み方針を示しております。

今回の点検・評価を受けまして、しっかりと今後の教育行政に反映させるとともに、次期教育長計にもつなげていきたいと考えております。

続きまして、大分県長期教育計画(素案)についてご説明いたします。

文教警察委員会説明資料1ページの大分県長期教育計画(素案)の概要をごらんください。

こちらは、素案の概要をまとめたものでございます。本日はこちらの資料により全体像をご説明させていただいた上で、これまで本委員会でもいただいたご意見の反映状況を別冊の次期教育長計(素案)に記述をご確認いただきたいと思いますと考えております。

第1章についてですが、県長計の基本構想編に当たる総論部分となります。

まず、教育改革の経緯といたしまして、平成20年以前からの教育改革の背景、次に、平成20年の不祥事を契機とする教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備、さらには条件整備を進める中で進めてまいりました、芯の通った学校組織の構築による学校改革について記述しております。

続きまして、教育を取り巻く時代の趨勢といたしまして、人口減少・少子高齢化、グローバル化、ICTの進展・技術革新などの社会情勢の変化と、地方創生や高大接続改革を

初めとする教育情勢の変化について記述をしております。

九州トップレベルの学力を達成するなど、本県の教育改革が実を結びつつある今、こういった教育を取り巻く時代の趨勢を踏まえて、さらなる高みを目指すため、資料中段にございます、生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造という基本理念を掲げまして、本県の全ての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を推進することとしております。

基本理念の実現に向けましては、県長計に基づく8つの基本目標のもと、第2章の施策を計画的・総合的に推進し、最重点目標としまして全国に誇れる教育水準の達成を目指すこととしております。

次に、第2章の施策を総合的に推進するために必要な視点としまして、2つの柱で記述をしております。1つ目には、施策横断的な課題へ対応としまして、ICTを活用した教育、主権者教育の充実など新たな教育課題への対応、子どもの貧困対策、基盤となる人権教育、インクルーシブ教育システムについて記述しております。

また、2つ目には、施策推進に向けた環境づくりとして、学校・家庭・地域が連携・協働した地域ぐるみの取組の普及など県民総ぐるみの教育、県民の期待に応える教育行政について記述しております。

第2章につきましては、分野で申しますと、学校教育、社会教育、文化財・伝統文化、スポーツの4分野で構成し、ローマ数字1から8で対応しておりますが、県長計に基づく8つの基本目標に沿って整理をしております。

基本目標Ⅰ子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進では、確かな学力、豊かな心、健康・体力のいわゆる、知・徳・体の育成、進学力・就職力の向上等について記述しております。

基本目標Ⅱでは、グローバル社会を生きるために必要な挑戦意欲と責任感・使命感を初めとする5つの力に沿って取組みを整理し、基本目標Ⅲでは、いじめ・不登校対策や学校の立地環境に応じた防災教育などについて記述しております。

基本目標Ⅳでは、「芯の通った学校組織」の取組の深化や教職員の意識改革・資質能力の向上、魅力ある高等学校づくりについて記述しております。

基本目標Ⅴは社会教育ですけれども、多様な学習活動への支援や協育ネットワークの充実・深化等による家庭教育支援について記述しております。

基本目標Ⅵでは、埋蔵文化財センター移転整備を含む文化財・伝統文化の保存、日本遺産の認定促進等による活用、学ぶ機会の充実等による継承に整理をして記述しております。

最後に、スポーツ分野につきましては、基本目標Ⅶ、生涯にわたってスポーツに親しむ機運醸成や県立屋内スポーツ施設の整備を含む環境づくりについて記述しております。

基本目標Ⅷは、世界に羽ばたく選手の育成について記述をしております。

続きまして、これまで本委員会でもいただきましたご意見の反映状況についてです。

まず、大分県長期教育計画素案の17ページ、18ページをごらんください。

ここでは、県長計でご説明しました、出口を意識した産業教育・職業教育の視点を踏まえ取組みを整理しております。

主な取組②就職力の向上では、産業構造や労働需給の変化にも的確に対応できる高い専門性に裏打ちされた就職力の育成をした上で、1つ目のポツで専門学科の充実、2つ目の

ポツでは資格取得の促進について明記しております。

次に、38ページをお開きください。

魅力ある高等学校づくりの推進としまして、主な取組の①にありますように、進学・就職を見据えた高等学校教育の質の確保・向上について記述をするとともに、②では、前回委員会でいただきましたご意見を踏まえ、地域に信頼され、選ばれる学校となるため、地域のニーズを踏まえ、地域の活力ともなる特色ある高等学校づくりを推進することについて記述しております。

45ページ、46ページをお開きください。

文化財に関しましては、埋蔵文化財を含め7種類について明記すべきというご意見をいただいております。

これを踏まえ、主な取組の①の1番下のポツでは文化的景観や伝統的建造物群、②の1つ目のポツでは有形文化財や記念物、③の1つ目のポツでは無形民俗文化財といったように、7種類全てを明記しております。

最後に、次期教育長計に掲げる目標指標について、現時点の指標案の一覧をお手元の説明資料の2ページにまとめております。

計45の指標に整理をしております、このうち網かけの指標は県長計にも掲げる重点指標と位置づけるべきものと考えております。現行の教育長計では、同じ数え方でいきますと58の指標となりますので、施策の検証・改善サイクルを機能させる上で、より実効的な見直しをした中で精選されたものとなっております。

なお、この素案につきましては、明日から1カ月間パブリックコメントいたしますとともに、11月以降、全市町村との意見交換会や有識者による計画委員会をあと2回開催するなど今年中の策定に向けて作業を行っていく予定としております。

また、詰めの作業を進める中で、麻生委員からご指摘をいただいておりますが、本県として売りとするべき施策の見せ方など、幅広く関心をお寄せいただけるような工夫も考えております。

以上でございます。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。ご質疑はありますか。

土居副委員長 1つだけ。素案の19、20ページの特別支援教育の充実というところで。今回の計画の基本理念から施策の総合的推進のために必要な視点ということで、インクルーシブ教育システムという言葉が上がってきております。6ページにもインクルーシブ教育システムとあるんですけど、この19、20ページからインクルーシブ教育を目指してのシステムをつくっていかうところが余り感じられないのが僕は現状じゃないかなと思っています。20ページの1番上の括弧の中に特別支援学校ってありますよね。ポツの1番下に地域の要請に応えるセンター的機能の強化とありますけれども、これはどちらかというところ、インテグレーション、統合教育に必要な機能でして、これを高めることはいいんですけども、インクルージョン、つまり特別支援学校の専門性と通常学校のインクルージョンの理解と、これを合わせてやはりインクルーシブ教育を目指していかうと思うんです。

ですから、例えば、10ページの豊かな心の育成とありますが、この中にインクルージ

ョンへの理解と啓発とかいうことも入れて、特別支援学校ではもちろん専門性を高めて、多様性に応えるために事業をしますが、片方で、やはり通常学校にも理解を求めていかなければならない。そして、それをどこかで合わせて調和するということがとても大切だと思うんです。そんな仕組みがなかなかこの2ページからは受けられないところがあります。

社会への完全な参加というのを目指す権利条約ですけれども、市町村の成人式、みんな仲間で出席して祝い合えるような環境をつくってもらいたいなど。今、残念ながら支援学校の子供たちは別々にやっていますけれども、そういうインクルージョンの世界を築くために新しい指針を期待しますけれども、いかがでしょうか。

後藤特別支援教育課長 委員ご指摘の点なんです、20ページの先ほどご指摘いただいた点線囲みの右上の四角の中に、幼、小、中、高等学校という欄を設けております。その中に、通常学級に在籍している子供たちの教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画、指導計画作成の推進ということで、通常学級にいらっしゃるお子さんたちの指導支援を充実をしますよということでもありますとか、そのポツの3つ目、生徒の学習面の困難に対応する特別支援教育支援員の配置促進（高等学校）というようなことで、インクルーシブのシステムを後押しするようなことをこちらのほうで考えております。

もちろん委員ご指摘の専門性という点でも、まだまだ特別支援学級の免許状の保有率が平成21年7月の時点で、小・中の特別支援学級の先生方の保有率は43%ということで、まだ十分ではないというふうに考えております。免許状の取得促進でありますとか、教職員研修の充実というようなことで書きあらわしているつもりでおりますが、わかりにくいというご指摘なのかなというふうには受けとめております。

土居副委員長 ご指摘いただいたのは、どちらかというところ、統合教育を進めていく上で必要な配置であって、やはり通常学校に通う特別支援教育が必要でない子供たちにどのように教えていくかというところが大事だと思うんです。その辺をぜひ踏まえてご検討をお願いします。要望です。

麻生委員 いよいよ教育の柱をもう1度見直して作り直すという作業に入るわけなんです、先ほど説明がありました教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価結果報告書の29ページ、ここに「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進、豊かな心の育成、ここの部分の指標の評価結果はやっぱり厳しい結果が出ているんですよ。

そこで、ちょっと意地悪な質問をさせていただきます。県立美術館、100億円かけてつくりましたよね。そして、6億円かけて全小学生に行っていた、招待したといった事業をやったんですけどね。新見館長はこの美術館をつくったときに、わけのわからないものに出会って、それをおもしろいと思えるようになる人間革命の場や人生体験の道場として利用してほしいということだったと思うんですね。この新見館長は、美にふれ、打たれ、その果てにある、いかに美的に生きるのかという深い問いかけに動かされて、新しい、おもしろい人間として生まれ変わることがミュージアムのだいご味というふうに言っておられるんです。そして、県立美術館の最終目標は、大分県人が日本一おもしろい県民に生まれ変わること、このように言っておられるんですね。私も1番最初見に行ったときは、本当にわけわからんと、100億円もかけてこげんわけのわからんもんしていいのかと。2回目行っても同じでしたが、3回目、子供たちがどう感じているのかというのを見に行った。そうすると、子供にはあれしちゃんらん、これしちゃんらん、話もするとか、

中には水筒を振りくり回して、とうとう何か傷つけたという話も聞いたり、よくぞやったぞと僕は思いましたけどね。そういうような現実があると。そして、私もそういう感じだったんだけど、初めて新見館長の音声案内を聞いて、その意図するものがやっとなんてわかって、これはすごいということで感動したんです。きょうお見えの方で美術館に行った人、手挙げてください。（挙手する者あり）まだ行っていらっしやらない方おるんやな。じゃ、美術館に行って音声案内聞いた人。（挙手する者あり）こんなぐあいやね。じゃ、新見館長のキュレーターの極上芸術案内を読んだ人。（挙手する者あり）こういうことなんですよ、要は。

先ほどの29ページに読書活動を週1回以上実施している学校の割合とか、道徳の時間に地域人材を活用している学校の割合とか、体験活動を年間35時間以上実施している学校の割合、こういった指標というのが低いと、これが問題なんですよ。教育委員会の皆さんがこげん状況で、学校長に何言えますか。市町村の教育委員会は何言えますか。どう伝えるんですか。ここが1番の問題だということを指摘をしておきたいと思います。

それでね、先日、下関の教育委員会の話をさせてもらいましたが、やっぱり人との出会いによって子供は変容します。感動することによって子供は成長します。さまざまな体験をすることによって、自分自身の将来の夢を子供たちは描き始めてくるのです。自分の夢へ挑戦する子供たちを魅力ある教育の中で育てていきたいということで、下関の教育委員会の基本方針は、「生命きらめき 未来を拓く 下関の教育」、そして、サブタイトルとして「行きたい学校」。大分県の学校は今行きたい学校になっていますか。「帰りたい家庭」、子供たちが家に帰りたいと思う家庭を一緒につくっていますか。大好きなふるさと大分になっていますか。そういったことについて、ぜひ今回の長計等々の見直しの中でやってほしいなと思います。校長としての覚悟はあるのかとか、校長としての哲学はあるのか、校長として職員に一体何を語っているのか、その校長に問いかける教育委員会、県教委の皆さんが同じように覚悟はあるのか、そして、哲学があるのか。市町村教育委員会の職員さんにどう伝えようとしているのか、こうしたことをぜひ問いかけをして取り組んでいただければと思います。

そういう意味において、この先ほど説明のありました資料の2枚目のIの(2)豊かな心の育成であるとか、4の信頼される学校づくりの推進のところが教職員の意識改革と資質能力の向上、こういった部分をさらに具体的にどうするかということも踏み込んで取り組んでいただくことを強く求めておきます。教育長、もし何か決意があれば。

工藤教育長 大変大きな視点から貴重なご意見をいただいたと思っています。下関市の教育長さんのお話も読ませていただきました。新見館長さんの館長になるについての考え方というのもしろいろ読ませていただきましたし、確かに美術品は鑑賞するなど。鑑賞する前に子供はまず見て、模倣して、そして、いろんなものを吸収していくと。格好よく鑑賞するような話ではないぞというところから、ゼロから組み立てて、いろんなものを創造してもらおう。そして、白い美術館ですから、色に染まっていない、その中でこの大分をいろいろ表現していこうという、大変すばらしい決意も読ませていただきました。そういった大変いい教育環境をひとつ用意をしていただいたなという気持ちでもおります。ぜひそういった意見をまたたくさんいただく中で、今いただいたようなご意見を踏まえて教育をさらに進めていきたいと。細かいところはまたいろいろと長くなりますけど、気持ちとし

てはいつも前向きに、そして、創造的な豊かな子供たちを育てていきたいということで取り組んでいきたいと思います。

麻生委員 私は今回の6億円の事業、もっと事前準備ができておったら、もっともっと子供たちにいいものを与えることができたんじゃないかなということで、そこまで気がつかなかった自分にも腹が立っていますし、反省もしています。ぜひこれは6億円事業失敗したと素直に受けとめて、失敗から新しいものを生み出していただくことを求めておきます。以上です。

久原委員 学力調査のやつですね、今、小学校6年と中学3年がやるのに対して、かねがね私も疑問を持ちよったことが、ある新聞の社説に載っている。この調査はもう10回近くやったけど、多くの課題が浮かび上がった。何よりも認めなければならないのは、学校教育に与えるはずみだと、私もこう思っていたんですけどね。調査前に過去の問題を繰り返して解かせ、テスト対策のために授業がおくれるとか、あるいは行事が後回しになったりとか、そんなことはないかい。私はな、やっぱり自動車の免許を取りに行ったりするときには、もうとにかく過去のやつをどんどんどんして、この問題があったときには、これは4が丸じゃとかいうのを覚えてしもうた。そしたら通った。そんなことをしよらんかい。学校の中でそういうことをやって、本当の意味での、いろんな意味での教育を崩されたということはないかどうかというのが1つ。

そして、もう1つは、この大分県の長期教育計画の素案というのが出てるよな。この中で、どこかにはあるとは思うんやろうけど、ここの第2章の施策の中で、1が学校教育、2が社会教育、そして、文化財、伝統文化、スポーツ。家庭教育というのが全然ないんやな。いじめだとか、あるいは夜遅く出て回るだとかいうやつは、家庭に1番はずみがあるんや。ここのところをどんなふうにやっていくかということが学校教育の中でも重要視せんと、1番基礎のところは抜けてるような気がするんやけど。そこはどこか書いてるの、その2つ。

後藤義務教育課長 学力調査の扱いにつきましては、昨年4月の県の調査で、由布市のある教員が事前に問題を解かせたということで大きな問題になりました。それを受けまして、昨年の秋にこの調査の取り組みにつきましては、全学校の校長、それから教務主任に対しまして、これは事前テスト対策をするような問題ではなくて、日常の授業でしっかり力が付いているかどうかを調査する問題ですよと、そういうことを指導して今取り組ませております。

久原委員 最後に、昭和の学力テストは子供の誤った答えを先生が指さししていた。これは間違いぞと。それやけん、こっちに丸したらだめぞみたいなことで教えてやるというようなことがどんどんどん出て、ついに相次いで中止になってしまった。私が一遍言うたことはあるけど、学力結果を伸ばそうと思ったら簡単なもんで、頭悪い子を休ませりゃいいんや。そしたら、どんどんどん上っていくんやから。そういうことをしたら意味ねえやねえか。だから、そげなことをしてな、競わせたって何の意味もないんや。そう思わんかい。

後藤義務教育課長 私ども、九州トップレベルの学力のほかに、もう1つ、低学力の子供たちに対する学力をしっかりつけましようということで、この間、5年間ずっと取り組んでまいりました。5年前に比べてかなり低学力の子供たちが、半減の目標にまでは達して

おりませんが、かなり減りましたので、我々はやっぱりそういう子供たちにも目を向けて、しっかりした大分の学校教育を目指していきたいというふうに思って、これまでも取り組んでまいりましたし、これからも取り組んでまいります。

久原委員 だから、私が言いたいのは、そんなことをするよりも、相手を思いやる心だとか、共生する心だとか、共存する心だとか、そういうのを育てるのが学校教育なんや。そして、子供もそういうことをすると、大人になったらいい子になる。私たちみたいに何もしちよらんでも、前出ちよるじゃないかい。

曽根崎社会教育課長 家庭教育への支援ということで、こちらの素案の44ページをお開きください。

こちらに(3)コミュニティの協働による家庭教育支援の推進という項目がございます。ここは主にいろんな課題を抱える親への支援です。子供が行動上、いろいろと課題を抱えている場合は、親のほうが地域の行事にも出ないとか、あるいはPTA等にも参加しないとか、そういう親自身が課題を抱えている場合がございますので、そういう孤立しがちな親に対して、その主な取組、中ほどになりますけれども、①家庭教育支援体制の整備の中で、黒ポツの1つ目です。公民館等を拠点に、学校、家庭、地域で行う家庭教育支援体制の強化というふうに書いてございます。これは既に公民館を中心にそういう部会をつくっておりまして、例えば、公民館で小学生なり中学生に対する子育てに対する講座をするとか、親子イベントをするとか、あるいは相談に来た人に子育ての先輩のお母さんがいろんな話を聞くとか、そういうような活動しております。今のところ、小学校の約40%ぐらいを網羅した形で各市町村で行うことを推進しております。

久原委員 私が言いたかったのは、この大綱の中の1つの中に位置づけてやらんと、後ろのほうにちょこちょこ書いてたってつまらんぞと思っただけの話や。

能見教育改革・企画課長 概要資料で申しますと、第2章施策の中ほどに社会教育という欄がありまして、その3番目のポツのところにコミュニティの協働による家庭教育支援の推進ということで、今、社会教育課長がご説明しました部分について記述はいたします。

二ノ宮委員 関連ですが、子供を育てるのは学校と地域と、それから家庭だというぐあいにずっと言われてきました。私も家庭の部分が落ちていないんじゃないかと感じました。あんまりよく読んでいないので、久原委員とちょっと同じ考えです。

以前、早寝早起き朝ごはん運動か、そういうのを県が提唱してやっていて、これは相当効果があったと思います。特に由布市なんかそれを受けて。もう子供たちが夜遅くまで起きて、そして、朝、ご飯も食べなくて行くというような、1番基本的な部分ができない。それをやはり教育委員会主導の中で1つの運動としてやっていたという、それが最近ほとんど消えている。今回の中にもそういう1番大事な家庭的なことが僕は少ないんじゃないかと。どちらかという、学力を伸ばすとか、そういうことばっかしうたわれているような気がします。この点、特に計画の中でぜひ重要視をしていただきたいと思っています。

これは要望です。

それともう1点、この評価の中の10ページ、読書のことです。これは本当に学校の担任といいますか、先生の取り組みによっても読書率というか、それが物すごく上がっていることはよくわかっています。不読者をなくす必要性和工夫ということがあるんですけど、1つ前で、子供たちが読みたい本が少ないんじゃないかと思っています。ずっと私、市にいた

んで、学校現場の中の図書館を見て歩くんですけど、予算的なもの、それから確かに1万冊ぐらいあるんですけども、ほとんど8割以上が昔の本で、新しい情報とかいうのはなかなか入ってきていないように感じています。そういう子供たちが読みたい本を準備すると。それは予算的なことがあることはよくわかっています。あとの手としては、やはり県立図書館とか市立図書館とかとの連携をいかに深めてとか、これは技術的なことになると思うんですけど、そういうところまでぜひ一方の、読まんから、読まんからというんじゃなくて、読みたいような環境をつくるということも大切じゃないかというぐあいに思っています。要望です。

原田委員 素案の30ページの不登校対策の目標指数なんですけど、これ不登校児童生徒の出現率になっていますよね。この26年度の実施状況の実績の分については、122ページにあるように、不登校児童生徒の学校復帰率になっていますよね。これ出現率に変えた理由って何でしょうか。

江藤生徒指導推進室長 これまでは学校復帰率ということで指標をつくってまいりました。国のほうの復帰率が大体30%、大分県のほうがこの段階で35%程度でありました。目標としては50%を掲げておったんですけども、50%というと、半分の生徒が復帰するという形で、現実には1度不登校になってしまうとなかなか復帰が難しゅうございます。

しかしながら、その復帰を目指しておるんですが、大分県の今の現状として、不登校児童生徒数がずっと変わらず1,200人台と続いておりました。これは毎年新たに不登校になってしまう生徒が生まれているため、そこを1番抑えたい、出現率を抑えたいと、そこを1番の重点にしたいということから指標を復帰率から出現率の減少というふうに変えさせていただきました。

原田委員 それもわかるんですけど、現場の教職員にとってできるのは、いかに復帰のほうに家庭の力を合わせてすべきじゃないかなと思うわけですよ。それから考えると、やはり出現率に変えたというのはちょっと納得できない。あえて書くんなら2つ書きなさいというぐらいの気持ちを持っているんですけどね。そこはちょっと内部的にもう1回論議していただきたいなという思いを持っています。いろんな状況の子供で、自分の経験からいえば、いろんな状況で理由で、家庭での理由があったりする子もいたりという中で、学校でできることって、やっぱり復帰できるための努力をするんだらうなというふうに思っています。

それとともに、あわせて言わせていただきますけど、これからフリースクールとかいろんな、これから10年間考えたときにいろんなものができてくると思うんですよ。それに対しての県教委としてのいわゆる構えというのを素案で、ここには関係団体との連携強化というふうに書いていますけど、そういったことを求められるんだらうなというふうに思っています。

工藤教育長 委員言われることもよくわかります。もう復帰させないとか、復帰はもうどうでもいいやという思いでは全くありません。指標として、やはり先ほど出ました51を45に整理をしたというところで、やはり大きいものをきちっと押さえていく。我々、今、あったかハート1・2・3ということで、不登校になりそうなところを今一生懸命押さえて、何とかそういう事態にならないようにという訴えもしています。そういう施策の積極的なところをやはりきちっと見るという意味で、この出現率を抑えたいということ今そ

ういう資料にしました。

それともう1つ、フリースクールの関係、これは大変難しい問題。今、出席にカウントするという取り組みもされています。文科省のほうは、今真剣にこのフリースクールをどう位置づけて、端的に言えば、支援がどうできるかというところを議論されています。我々も非常に注目をしていて、それをきちっとキャッチアップして、反映をしていきたいというふうに考えていますので、そこは今、具体的に見えないということなものですから、こういう形になっていますけれども、その取り組みをしっかりとしていきたいと思います。

衛藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員さん、何かありましたら。

木田委員外議員 私は文化財のほうなんですけど、けさの新聞で大友公園が日本最大の大名庭園だということでも報道されておりますけれども、今回の埋蔵文化財の県の移転の関係と、元町の大友公園は市の整備計画に入っていると思うんですが、美術館は全く――市の美術館と県の美術館はまるっきり違うコンセプトで建てられていると思いますけれども、今回の埋蔵文化財ですね、大友の公園とセンターの移転の関係で、何かいいものに結びつけるような形ができないかなというふうに思うんですが、何かその辺は。

野尻文化課長 ありがとうございます。今、議員おっしゃったのは、大分市と大分県との文化面における連携というようなお話かと存じます。8月の議会で埋蔵文化財センターの移転につきまして承認いただきまして、それから、大分市と既に2回協議をしております。

市民、県民目線の中で、できるだけ同じような施設が2つにならないように、その中で何ができるかということは今協議しているところでございます。例えば、大分市が持っているものを埋蔵文化財センターと一緒に展示させていただいて、市民、県民から見れば1カ所にまとめられるのではないかと、そのようなことも含めて、今、検討させていただいておりますけれども、きょう新聞に出ておりましたのは大分市の公園整備の分でございますけれども、それも含めて、できるだけ県として合意できる部分はそれらを折り込んで、そして、埋蔵文化財センターの施設、それに生かしていければというふうに思っております。今、協議を進めているというところでございます。

衛藤委員長 ここで、10分間暫時休憩いたします。

15時12分休憩

15時19分再開

衛藤委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次の報告をお願いします。

蓑田体育保健課長 大分スポーツ推進計画(改訂版)素案について説明させていただきます。

説明資料3ページのA3横版、大分県スポーツ推進計画(改訂版)素案の概要で説明いたします。

まず、1計画の位置づけでございますが、本計画は国のスポーツ基本法第10条に基づき、本県のスポーツ推進施策の基本的計画として平成21年に策定をしているところであります。

今回、ラグビーワールドカップ大分県開催の決定や東京オリンピック・パラリンピック

の開催を踏まえて、中間見直しを行うものでございます。

2 計画の基本理念等をごらんください。

改訂に当たりましては、現行計画の基本理念や背景を基本としながら、平成 24 年に策定された国のスポーツ基本計画で示された基本方針を新たに盛り込みます。

計画の期間は、平成 32 年度までの 5 年間としております。

次に、3 施策の体系について、あわせまして 4 ページの新旧対照表をごらんください。

今回は、中間見直しといたしまして、これまでの取り組みと今後の関連性が明確となるよう基本的な部分は特に変更はしておりませんが、スポーツを取り巻く状況の変化などに対応するため、若干の修正を加えさせていただいております。

表中で（新）と表記した部分が新たに付け加えた部分であります。（修）と表記している部分は修正部分となっております。このことについては、関係各課と緊密な連携を持って行いました。

資料の 3 ページをごらんください。

4 には主な改訂点を示しております。

まず、施策の体系の 1 つ目、健康・体力・人づくりでは、多様化する子供のスポーツ機会の充実に向けた取り組みなどをつけ加えさせていただいております。別冊の計画の 13 ページに当たります。

続いて、活動の場づくりでは、ライフステージに応じた具体的なスポーツイベントなどを入れております。別冊の計画の 24 ページ、25 ページに入れております。

次に、システムづくりでは、ラグビーワールドカップを通じた地域活性化やスポーツ文化の定着など 28 ページ、29 ページに入れております。

基盤づくりでは、県立屋内スポーツ施設の整備などについて追記しております。39 ページに入れております。

今後は、10 月中旬からパブリックコメントを実施するとともに、フォローアップ委員会、スポーツ推進審議会等での審議を経て、今年度中に改訂版をまとめていきたいと考えております。

続きまして、公社等外郭団体の経営状況等をご報告します。

教育委員会で所管する団体のうち、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき報告する団体は 2 団体でございます。

お手元の資料、県出資法人等の経営状況報告概要書の 29 ページをお開き願います。

まず、公益財団法人大分県体育協会についてです。

項目 2 をごらんください。

県は、資本金等の総額 1,395 万 8 千円の 14.3% に当たる 200 万円を出資しております。

次に、項目 3 の事業内容ですが、主なものとして国民体育大会・九州ブロック大会等の各種スポーツ大会及びスポーツに関する競技力の向上に対する助成、指導者の資質向上等を図る事業、スポーツを通じて児童・青少年の健全な育成を図るための各種大会の開催、スポーツに関する指導体制等の拡充、スポーツ選手の育成・強化等に関する事業等を行っております。

次に、項目 4 の平成 26 年度の決算状況ですが、経常収入 2 億 3,009 万 1 千円に対

しまして、経常費用2億3,248万5千円となっております。

貸借対照表につきましては、資産4,085万3千円に対しまして、負債249万1千円で、正味財産としましては3,836万2千円でございます。

次に、項目5の問題点及び懸案事項ですが、県からの負担金が経常収益の8割を超えており、事業を一層充実させるためには、自主財源を確保する必要があります。

また、財政面や人員体制の制約がある中で多くの事業を遂行している状況がございます。

項目6の対策及び処理状況ですが、財政基盤の確立に向け企業等への訪問等を通じて、企業・個人に対する賛助会員の拡大を図るなど自主財源の獲得に努めるとともに、効率的な事業の推進を行っております。

以上でございます。

岡田教育財務課長 続きまして、48ページをお開き願います。

公益財団法人大分県奨学会の経営状況について説明します。

項目2をごらんください。

県は、23.4%に当たる4億7,591万1千円を出資しております。

項目3の事業内容ですが、高校生や大学生に対して奨学金の貸与を行っております。

平成26年度実績では、高等学校等奨学金については、一般奨学金、通学費等奨学金、入学支度金を合わせまして、延べ2,906人に対しまして7億2,409万3千円、大学奨学金につきましては230人に対し1億2,827万4千円を貸与しております。

次に、項目4の26年度決算状況ですが、左側の正味財産増減計算書の下から2行目に記載しております正味財産期末残高は41億6,931万7千円であり、当期の正味財産増減額は4,351万8千円の増となっております。

項目5の問題点及び懸案事項につきましては、奨学金の返還時期を迎える返還対象者が年々増加することに伴い、滞納者が増加しているところであり、返還額ベースによる返還率は80%を下回る現状にあります。

このことから、法人経営の安定と、将来の奨学金事業の財源確保のため、返還金の確実な回収ということが課題となっております。

そこで、項目6の対策及び処理状況ですが、平成21年度から債権回収に専ら従事する職員を1名配置していましたが、平成24年度からは、債権管理に精通した人材2人の体制にしまして、裁判所に対する支払督促申し立てなどの積極的な債権回収に取り組んでいるところでもあります。

以上で、教育委員会所管の県出資法人経営状況の報告を終わります。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

麻生委員 スポーツ推進計画のシステムづくりというか、新たな動きなんですけど、今度、県立武道館ができるわけですから、それを活用するというか、グローバル人材を育成するとか、一流のアスリートを育成するというのももちろんなんですけど、例えば、日本の武道というのは物すごく海外でも人気があって、海外の道場に行けば、師範として、本当に強ければよいしょされて、子供たちも道場に寝泊まり、受け入れてもらうような交流ができるわけですから、何かそういうようなものもぜひこのシステムづくりの中に盛り込んで、新たな人材育成とかスポーツの裾野の広がりとかいうのを農家民泊もひっくるめて受け入

れながら、道場と農家民泊をセットにしてやるようなことも考えていただければということをお願いしておきます。

それと関連をしてになります、県の体育協会の報告があったんですが、自主財源を各競技団体がやっぱり努力して調達しないといけないと思うんですが、県内の各競技団体の中、寄附控除を対象とするような法人格を持っている競技団体というのは、今、何競技ぐらいあるんですかね。

蓑田体育保健課長 今、競技団体で法人格を持ってるのは3競技だけです。サッカー、陸上、剣道、この3競技です。

麻生委員 そういう状況で、例えば、私もハンドボールのお世話していますが、日本協会との流れとかいう中で、日本全国統一ルールでいきなりやる場合には物すごい負担がかかって、そこまでいけないというような競技団体いっぱいあるんですよ。それで、資金調達と寄附。寄附をしていただく企業からすると、やっぱり社会貢献としてだけでも、寄附控除とか、そういった部分で体育協会の指導をいただきながら、体育協会に一回入れて、また出してもらおうとか、いろんな工夫もあると思うんですが、体育協会の中にそういった資金調達を含めた財政強化策の指導員みたいな人を配置していただいてご指導いただくような体制ができるとありがたいなと思っている競技団体はたくさんあるんじゃないかなと思っていますので、それはお願いを申し上げておきたいと思います。

以上です。

原田委員 大分県奨学会のことでちょっとお聞きしたいんですけど、一般質問では知事部局に答えてほしかったんで、日本学生支援機構のほうもお聞きしたんですけどね。これもやっぱり滞納者がふえているようになるということを知ったんです。日本学生支援機構は返済猶予が5年から10年になりましたけど、いわゆる滞納者が多いということで、ちょっと猶予期間を伸ばしたほうがいいんじゃないかという仕組みでいきましたけど、大分県奨学会も同じような仕組みになっているんですか。

岡田教育財務課長 返済猶予につきましては、今の規定上は6年に満たない期間という形になっております。今、実際に返還猶予につきましては、当然願入れによって猶予することなどもございますけれども、災害、疾病ですとか、高校の場合は大学に在学している場合とか、海外に留学している場合とか、やむを得ない場合というところで設定しております。現在、一応大分県の規定上は6年に満たない期間ということにしています。

原田委員 こういう社会情勢の中で、借りたもんは返さなきゃいけないという建前はもちろんあるわけですけど、ただ、状況をもうちょっと弾力的に見るためにその辺のことも考えていく必要はあるのかなというふうに思っています。ひいては給付型にすべきだなというふうに個人的には思っています。

以上です。

大友委員 スポーツの推進に関してなんですけれども、中学校の部活動についてです。部活動は学校教育の一環として捉えられていると思うんですけども、部活動は今、衰退ぎみじゃないかなという気はしているんです。学校によって、また競技によって、指導の仕方とか温度差がかなりばらつきがあるということで、力が入っていないところは非常に力が入っていないと。学校現場によって違いがあるようなんですけど、その辺はどのように把握して、指導等しているのかというところを教えてくださいたいと思います。

菘田体育保健課長 言われますとおり、それぞれの学校によって温度差があるというのは現実だと思います。生徒の人数等もちろんあると思いますけど、中学校の場合には、社会体育で自分がやった競技がその中学にあるかどうかというのは、ない部分もごさいますので、そこでやりたいと思ってもなかなかできないという部分もあります。もちろん生徒の人数ということで、中学校で部活をやりたいときには、その部に全部の人数がそろわなかったときには合同でチームをつくって県大会等に出られるようなシステムをつくっています。1番は指導者の問題だと思いますので、そこを充実していくとよろしいと、そのように思っておりますけど、現行はやっぱ先生の数も非常に少ないということがございまして、自分が希望している全ての競技が体験できるかといったら、それはなかなかできていないというのが現実だと思います。

大友委員 指導者のほうに関して、自分が経験している競技じゃないところに力が入らないところもあると思うんです。この資料の12ページに生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師との密接なふれあいの場として大きな意義を有していると。こういう意味合いでも、部活動は競技の技術の向上だけじゃない部分も非常に大きなところがあると思いますので、その辺も含めてしっかり指導していただくことを要望いたします。

麻生委員 部活動で中学生が自分は何々部に入りたいと言ったんだけど、親が土日に引率があるとか、試合に同行しないといけないとか、そんなんもうやめとけというような人が最近ふえてるらしいんですよ。だから、昔は我々のときは、小学校でも自転車に乗って練習試合にどこかまで行くとか、中学なんかになったら、久大線に乗って大分まで練習試合に出てくるとか、自分たちで行くのは当たり前やったんですが、今は何かそれで親がもうやめとけというような話になっていると。だから、部活動というのは学校活動の一環としてやるのであるならば、そここのところをもっと徹底したほうがいいんじゃないかなど。経費もかからんだろうし、時間もそれで十分できるような方向の枠の中でそれぞれに応じてやっていけばいいんでしょうから、何かもっと門戸を広げて、裾野が広がるような仕組みづくりという部分は絶対必要だろうと思いますので、そこは現実問題といろいろ葛藤があらうかと思いますが、とことん議論をして、この際に見直しができる部分については見直ししていただければと思います。要望で結構です。

衛藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員さんありますか。

羽野委員外議員 11ページに先ほど言った部活動の関係で、スポーツ指導者の活用促進が必要ということが記載されていますけれども、以前ちょっと事業費で謝礼なんか予算組みがあったような気がするんですが、中学になると、特に周辺部の小規模校で、PTA会費も会員自体が少ないと。なかなか財政力も弱く、地域からの指導者に対する謝礼等もできていないような状況で、指導者の自己負担がかなり出ているような状況もあるんですよ。そういった部分を踏まえて、学校も先生方に競技の専門家がないという状況もあったりして、長く地域からやっていただいている方にちょっとした謝礼でもできればかなり違うんじゃないかと思いますが、そこら辺の取り組みについてはどのように考えているんですかね、このケースでいけば。

菘田体育保健課長 今言われますとおり、全ての競技の指導者がおるといふわけではございませんので、競技の指導者がいない場合には外部指導者を活用して指導いただくようなシステムをとっているところでもあります。時間当たり2,650円だったと思いますけど、国庫補助の中でやっていると、そういうことでございます。もちろん希望いただければ全員ができるというわけじゃありませんけど、連絡いただければそういうことは可能だと思っております。

羽野委員外議員 かなり少なかったんじゃないんですかね。大体何人ぐらい、何件ぐらいを想定して予算組みとしてはあるんですか。

菘田体育保健課長 詳しいデータはないんですけど、ちょっとまた調べて……。

羽野委員外議員 じゃ、またお願いします。

衛藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

江藤生徒指導推進室長 それでは、⑥児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の9月速報値が公表されましたので、本県分の調査結果の概要を報告いたします。

説明資料の7ページをごらんください。

2の暴力行為の発生件数は、小中高合わせて310件で昨年度より64件減少しました。内訳は、対教師暴力が41件、生徒間暴力が174件等となっており、善悪の判断ができず自分本位の考え方から暴力行為に至った事案や、特定の児童生徒が繰り返し暴力行為を行う等の事案がみられました。

3の小中学校の不登校ですが、小中学校の不登校児童生徒数は1,256人で、昨年度より7人増加しました。児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は13.5人となっております。

不登校のきっかけとしては、不安などの情緒的混乱が最も多く35.7%であり、以下、無気力が34.8%などとなっております。

指導の結果、登校するまたはできるようになった児童生徒は395人であります。

次に、4の高校の不登校と中途退学ですが、高等学校の不登校生徒数は699人で、昨年度より40人増加しました。

また、高等学校の中途退学者数は530人で、昨年度より52人減少し、中途退学率は1.6%となっております。

5の大分県教育委員会の取り組みをごらんください。

これまで、児童生徒1人1人を大切にされた教育活動、生徒指導を推進してきました。

平成27年度は、不登校初期対応の原則として、あったかハート1・2・3運動を実践しております。

また、地域不登校防止推進教員を県内16市町に19名配置し、各地域における不登校の未然防止と初期対応の充実に向けた体制づくりを推進しております。

今後も、芯の通った学校組織活用推進プランにのっとり、不登校問題等生徒指導の充実に取り組んでまいります。

なお、いじめにつきましては、文部科学省から全国に見直しの要請があり、現在集計中のため後日公表される予定であります。

以上でございます。

岩武高校教育課長 説明資料の9ページをお開きください。

三重総合高校久住校の学生寮についてご説明いたします。

1で現状、2で現在の久住校学生寮の課題をお示ししております。

その下の3の論点整理について説明いたします。

まず、1点目は、長期的な生徒確保の見通しについてです。

久住校は、高校入試で定員を満たさない状態が続いており、長期的な生徒確保の見通しは大きな課題であります。また、本年度、隣接の阿蘇地域の中学校からの受験を認めることとしましたが、生徒確保について久住校のあり方も踏まえて、地元竹田市との連携など様々な角度から検討していく必要があると考えます。

2点目は、県の農業教育の拠点としての久住校の在り方についてであります。現在、久住校は農業単科の高校として、畜産や高原野菜等の専門的な農業教育を行っていますが、今後は、県の農業振興を担う学校として、さらなる特色化を進めることが久住校のあり方を考える上で重要となると考えます。

現在の対応として、4にありますように、農林水産部の研究普及課、農山漁村・担い手支援課など関係課と連携し、久住校活性化部会を設置し協議を開始しました。農業大学校と連携したカリキュラムの開発や久住の特産品となるブランド開発など、企業と地元自営者との連携など、他の農業高校にはない久住校の特色づくりについて検討を進めているところです。

また、上の3にありますように、今後の久住校のあり方を踏まえ、県として寄宿舎の設置の必要性を検討しなければならないと考えております。

以上でございます。

岡田教育財務課長 説明資料の10ページをお開きください。

昨年度末をもちまして閉校しました森高校の玖珠町への譲渡につきましてご報告いたします。

さきの第2回定例会の委員会におきましても、玖珠町への譲渡に向けて手続中である旨ご報告いたしました。この度、玖珠町との協議が調いまして、譲渡契約が締結されたことから、改めてご報告いたします。

1 これまでの経緯にありますとおり、昨年4月、玖珠町から閉校となる森高校を再編中学校の校地として活用したい旨の譲渡要望があったことから、県では譲渡に向けて玖珠町との協議を進めてまいりましたが、去る9月18日に譲渡契約の締結に至ったところでございます。

譲渡する物件及び譲渡金額につきましては、資料2及び3に記載しておりますとおり、森高校及び隣接の校長宿舎に係る土地、建物及び工作物を譲渡するものでありまして、譲渡金額は1億2,394万9,414円でございます。

なお、この金額につきましては、譲渡後に教育施設として活用することを考慮いたしまして、施設整備等に係る県債及び国庫補助金の残高から、耐震未実施部分の割合に相当する額を控除いたしまして、土地については無償としております。

次の4譲渡財産の用途でございますが、これまでの経緯でも申し上げましたとおり、玖珠町ではこの譲渡財産を、現在7校あります町立中学校を1校に再編いたしまして、平成

31年4月開校予定の新設中学校として活用する計画でございます。

今後の予定は、譲渡代金の支払い後、10月下旬に物件の引き渡しを行います。その後、玖珠町では校舎等の改修に着手いたしまして、平成31年4月の新設中学校開校に向けて準備を進めていくと伺っております。

以上でございます。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。ご質疑はありますか。

麻生委員 不登校に関してですが、要は行きたい学校になっていないという部分が問題なんでしょうが、きっかけが先生に問題があるとか、いわゆる大人の側というか、教師の問題という率とか件数とかいうのは把握できているかということを一問質問します。

無気力となっていますけど、この無気力という項目は非常に何かわかりづらいというか、むしろ学校の先生がきっかけだったのか何だとか、そういった質問項目がないとかんやないかなと反省の意味も含めて、ちょっとそういった部分がどうなっているかというのを教えてください。

それから、三重総合高校久住校の学生寮についてはけつを決めているのだろうか。スケジュール的にはいつまでに結論を出すのか、その辺についても伺いをいたします。

それから、森高校というのは、これはスクールバスも一緒に何かつけて出すとかいうことじゃないんでしょう。ちょっとその点。

以上です。

江藤生徒指導推進室長 不登校の関係のご質問でありました。無気力、あるいは不安などの情緒的混乱という表現をされておりますが、これは平たく申しますと、何となくという形のものが回答でございます。これが正直なところでございます。

そして、先ほど言われました本人に係る状況、もしくは先生によるものなのかということでございますが、学校に係る状況、家庭に係る状況、本人に係る状況という形のきっかけの調べをしております。その中で、先ほど申しました圧倒的に多くなっているのは本人に係る状況の無気力、不安などの情緒的混乱ということなんですけれども、学校に係る状況では、教員のというのは特に大きく出ていないんですが、その中で学業不振というものもゼロではありません。15%ほど見られるという状況でございます。

以上です。

岩武高校教育課長 久住校についてですが、今、検討を始めたところでございます。

また、これから検討を進めていく中で、今言われたどのあたりまでをめぐりに考えていくのかということも一緒に考えていきたいというふうに思っております。

ただ、やっぱりまず特色づくりですね。久住校にどういう特色を持たせて、そして、生徒の選ばれる学校となっていくのか。この点についてはいろんな関係課とじっくり考えていきたいし、また地域、学校の意見を聞いていきたいので、やっぱりここは時間がかかると思っています。今のところはいつまでということとは言える状況ではありません。

岡田教育財務課長 森高校、県有のスクールバスは所有をしております。中学校の整備に向けては、スクールバスをきっちり整備していく予定というふうに聞いております。

麻生委員 不登校に関しては、要は行きたい学校じゃないと、もう明らかにそういった項目をつくって表現を今からしていくべきだろうと思います。学校に行きたくない理由をも

うちよつとさらに幾つか、学校側の問題……。要はおもしろくないから行かないわけでしょうから、おもしろいから行くわけですから、その辺をもうちよつと明記をすることを求めておきたいと思います。

以上です。

久原委員 8ページの不登校の状況の中で、3ポツ目に、指導の結果、登校をすることができるようになった児童生徒395人という、31%の生徒が指導の結果によっては登校するようになったと。そういうふうに指導した先生方が、そして、いろんな成果を上げている先生を他校のそういうところに研修としてやったりだとか、あるいはいろんなことで共有したりしているのかどうか、それが1つ。

もう1個、三重高校久住分校については、例えば、あそこに立派な寮をつくって、むしろ大きな部屋か何かで30人も40人も泊まれるような、合宿できるようなのをつくって、中学生とか、あるいは高校生とかが合宿に行つて、そして、久住の高校の生徒と一緒に学校がつくった野菜だとか、あるいは肉だとか、乳搾りの体験だとか、そういうことをすることによって、俺も久住の高校に行つてみたくなつたみたいなものをつくっていかんとな。待ちよつたつて、つまらんわ、それは。

江藤生徒指導推進室長 先ほど言われました効果のあつた部分についてですが、説明をいたしました地域不登校防止推進教員、これ昨年度はコーディネーターという名前に入れておつて、外部の人かという混乱もありましたので、教員と、きちり教員がやっているんですということで、ことし名称を変えましたが、この不登校防止推進教員がその地域の中で実際に効果を上げている取り組みについて広げていくという形をとつております。きょうも実は不登校防止推進会議を午前中に行つまして、その取り組みの結果をみんなに共有していくという形をとつてございます。

久原委員 いいことです。どんどん進めてください。

岩武高校教育課長 中学生にその学校のよさを伝えていく、それでどういう工夫をしているのか、どういう仕組みを考えていくのかということとはとても大切なことだと思いますので、また、今言われたこともこれから議論する中で、またいろいろ考えていきたいというふうにも思つております。

二ノ宮委員 済みません、久住校のことです。

一般質問でも取り上げたんですけど、やはり地域に根差した特色ある高校というか、そういう中で、私は大分県の中でも1番特色ある高校ができるんじゃないかと思つています。

ほかの高校も……。由布高校もぜひ観光学科はお願いしたいんですけど、そのくらいすばらしい宝だと私は思つています。ここがうまくいかなくてね、大変悪いんですけど。

特に農業県という中でなぜ徹底的に熊本なんかから差をつけられると思うときがいつもあるんですけども、やっぱりそういう裾野というのが広がっていないと、絶対農業というのは私うまくいかないと思つています。そういう意味で、こんなにいい宝を、所有者は竹田市にとお願いするなんていうのはね、初めて知つたんですけど、私は傲慢だと思つています。

それと、ここの中で、県として寄宿舎の設置の必要性をと書いています。私もこれはいいほうに、まだ言えばやるほうで検討するんだろうと文章をとつたんですよ。今の中でまた要るか要らないかとか、本当に特色ある高校をつくるためには、さっき同僚委員が言

ったように、やっぱりこういうところからやっていかなければ、ただ、かけ声だけに終わって、そして、600人も700人も減るね……。あと5年先は来ると思いますよ。その辺もし何かあったら。

岩武高校教育課長 本当に久住校はほかにない環境ですね。それから、これまでの歴史というのがあってと思います。だから、本当に子供たちがここを選んでくれる学校にするにはどうしたらいいのかなということで、今、我々も一生懸命考えている段階でございます。また頑張っていきたいと思います。

土居副委員長 久住校についてですけれども、先日、竹田市の共進会があったんですね、牛の品評会が。久住校のうし部の皆さんが出品されていて、生徒も一緒についてきていました。出品する順番を待っている間中、農家の皆さんのところを回って、どうやって飼育をしているんですかとか聞いて回って、とても私どもが元気をいただきました。

ぜひこういう特色のある学校ですので、魅力、ブラッシュアップして発信していただければなと思っております。よろしく申し上げます。要望です。

麻生委員 さっきの不登校の関係で、不登校コーディネーターを派遣してという話がありましたけど、下関市の中学校では、3人の講師が直接語りかける活動で、子供の心に感動をというみらい塾ということで学校現場に行っているそうです。その講師の1人は助産師の女性の方で、「あなたが生まれた日」というテーマで講演をするとか、もう1人は、全身麻痺になっていた人が講演するとか、そんなことをやっているらしいので、不登校になってしまう前にそういったことも一方でやったり、やっぱり感動して学校に来るような方向をぜひ研究されたらどうかなと思います。

それから、久住校については検討しても全然進まんから、とにかく義務教育課と連携をして、例えば、冬休みに体験授業とか、そういう機会を設けるとかいうことを今すぐでもやってもいいんじゃないかと思っておりますので、提案しておきます。

以上です。

衛藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員さんはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

原田委員 ことし起きた中津北高校の柔道部の事故に係るお願いをしたいんです。新聞で見ると、第三者委員会が設立されているようですが、今、子供の容体と第三者委員会が設立された経緯というのを簡単に説明をお願いします。

蓑田体育保健課長 まず、子供さんの状態でございます。

運ばれたところは大学附属病院になりますけど、その後、今、別府のリハビリテーションセンターで一生懸命リハビリをしております。意識レベルとしては決して高い状況ではありませんけど、一生懸命、今リハビリに取り組んでいるという状況でございます。

第三者委員会につきましては、教育委員会で事故の検証をした場合に、指導とか練習内容については特段問題がないと、そのようには考えています。ただ、通常の練習の中で起こったということなので、専門家の委員に積極的なご意見をいただいて、今後の事故防止

に取り組んでいきたい、そういうことで第三者委員会をつくっております。

原田委員 確認ですけど、関係者の中で、例えば、事故とか事故の経過に至ることで、いわゆる事実認識が違っているから第三者委員会をしたというわけじゃないんですね。

菟田体育保健課長 委員言われますように、そういうことではございません。

衛藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別がないようですので、これをもちまして教育委員会関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはご苦労さまでした。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

衛藤委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 次回の県内所管事務調査は、10月9日金曜日です。

よろしくお願ひします。

ほかにないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。